若年層を中心とした求職開拓事業に係る評価基準

標記については、下記のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | | 内容 | 必須 | 委員１人の評価点 | | |
| 採点等 | 比重 | 評価点 |
| １　事業内容及び実施方法（45点） | | | |  |  |  | /45 |
| (1) | 事業の目的、趣旨との整合性 | | ・事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。  ・広報趣旨と広報対象（年齢等）が的確に捉えられているか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| (2) | 事業内容の妥当性・独創性 | | ・国の広報事業として妥当な内容であるか。  ・事業の内容に創意工夫が見られるか。  ・広報内容が広報対象にとってわかりやすいものとなっているか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| (3) | 実施方法の妥当性・独創性 | | ・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。  ・事業の認知度（参加者等）を高めるための工夫がされているか。  ・効果的・効率的なメディアミックスが選択されているか。  ・事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できるか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| ２　事業の効果（70点） | | | |  |  |  | /70 |
| (1) | | 波及効果の有無 | ・事業の波及効果が見込まれるか。  ・事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。  －大変優れている＝５点  －優れている＝３点  －優れているレベルよりやや劣る＝１点  －劣っている＝０点 |  | ０・１・３・５ | ６ | /30 |
| (2) | | 事業評価手法の具体性 | ・客観的な効果測定指標が設定されているか。  ・効果の把握手法に妥当性があるか。  ・効果の評価方法に妥当性があるか。 | ● | 合・否 | ― | /10 |
| (3) | | 事業遂行の効率性 | ・事業の内容及び目標とする効果の達成に対して、日程、人員、作業手順等が効率的であるか。  －大変優れている＝５点  －優れている＝３点  －優れているレベルよりやや劣る＝１点  －劣っている＝０点 |  | ０・１・３・５ | ６ | /30 |
| ３　事業実施主体の適格性（65点） | | | |  |  |  | /65 |
| (1) | | 実施体制の適格性 | ・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。  ・効果的な人員体制になっているか。  ・手法、日程等に無理がないか。  ・労働局からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| (2) | | 知見、専門性等の有無 | ・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。  ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| (3) | | 実績の有無 | ・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。  ・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。  －類似する事業の実施経験が過去５年以内にある（実施地域は問わない）＝５点  －類似する事業の実施経験が過去５年以内にない＝０点 |  | ０・５ | ４ | /20 |
| (4) | | 経理処理能力の適格性 | ・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。  ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。 | ● | 合・否 | ― | /15 |
| ４　ワーク・ライフ・バランス等の指針に関する指標（20点） | | | |  |  |  | /20 |
|  | | ・以下の(1)～(3)のうち、①～⑦のいずれかの認定等を受けていることが、これを証する書類の写しにより確認できること。  ・なお、①～⑦のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものであること。  ・また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点するものであること。  (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）  ①1段階目（認定基準5つのうち1～2つ○）　　　　5点  ②2段階目（認定基準5つのうち3～4つ○）　　　　8点  ③3段階目（認定基準5つすべて○）　　　　　　 10点  ④行動計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　2点  ※上記認定基準については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準を指すものである。  ※上記①及び②については、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要である。  ※上記④については、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。  (2)次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）  ⑤くるみん　　　　　　　　　　　　　　　　　　5点  ⑥プラチナくるみん　　　　　　　　　　　　　　9点  (3)青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）  ⑦ユースエール認定　　　　　　　　　　　　　　9点 | |  | ０・２・５  ８・９・１０ | ２ | /20 |
| 合計（200点） | | | |  |  |  | /200 |